

平成29年

第2回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成29年4月14日

平成29年第2回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成29年4月14日(金) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 承認第1号 | 平成28年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第1号 | 江差町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 平成29年度江差町一般会計補正予算(第1号)について |

◎ 出席議員(11名)

議		長	打 越 東 亜 夫
副	議	長	小 笠 原 淳 夫
議		員	薄 木 晴 午
	〃		飯 田 隆 一
	〃		室 井 正 行
	〃		萩 原 徹
	〃		小 梅 洋 子
	〃		塚 本 眞
	〃		西 海 谷 望
	〃		若 山 明 廣
	〃		小 野 寺 真

◎ 欠席議員(1名)

議	員	小 林 くにこ
---	---	---------

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	太田 誠
総務課	長	木村 晃
まちづくり推進課	長	出崎 雄司
財政課	長	斉藤 敏己
税務課	長	安田 克臣
町民福祉課	長	岸田 礼治
健康推進課	長	白鳥 智子
産業振興課	長	大杉 則明
建設水道課	長	岸田 雄治
ひのき荘	長	梅川 年代
出納室	長	岸田 真由美
学校教育課	長	中川 智文
社会教育課	長	大坂 敏文
総務課主幹		竹内 強
まちづくり推進課主幹		畑 竜哉
追分観光課観光係長		森 直彦

(議会事務局)

局	長	清水 直樹
書	記	秋山 悦子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成29年第2回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番萩原議員、8番室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(行政報告)

おはようございます。

始めに、旧JR江差線跡地の土壤汚染について、ご報告申し上げます。

この件に関しましては、昨年11月4日の議会全員協議会で、駅跡地の45か所において、表層から50センチメートルまでの土壤を採取して行った調査で、4か所から基準値を超える鉛が検出されたことをご報告させて頂き、平成28年第4回定例会で詳細調査の経費について、補正予算を議決頂いたところです。その詳細調査の結果が判明し、道庁担当部局に報告と協議を行いましたので、その内容につきましてご報告させていただきます。

詳細調査の結果につきましては、表層調査で検出された4か所におきまして深さ10メートルまでボーリングを行い、1メートルごとの土壤を採取し、含有量及び溶出量を分析調査したほか、地下水についても採取し、分析調査を行いました。

その結果、いずれの深さにおいても鉛は検出されませんでした。

3月22日、道庁環境政策課を訪れ、その旨報告するとともに、今後の取り扱いについて協議をしたところ、表層においては基準値を超えて鉛が検出されていることから、土壤汚染対策法における形質変更時要届出区域として届出を提出すること、4か所の汚染土壤を処分した後には区域が解除されること、汚染土壤の処分をする際には、矢板等で仕切る必要はないこと、などの指導を受けました。

届出につきましては、既に、既に提出し、汚染土壤の処分については、本臨時会において補正予算として提案させて、させて頂いているところであります。また、本件処分は、町営住宅等整備の工事スケジュールには大きな影響はないものと考えております。

処分が完了しましたら、区域も解除され、安全な土壤となり、安心して今後の整備を進めていくことが出来るよう、出来るようになりますことを、ここにご報告させていただきます。

次に、平成28年度文化庁長官表彰文化芸術創造都市部門の受賞について、ご報告申し上げます。

文化庁長官表彰文化芸術創造都市部門は、文化芸術の持つ創造性を地域振興や観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を生かした文化芸術活動や、社会課題の解決に行政と住民の協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果を上げている市区町村に対し、文化庁長官が表彰する制度で、平成19年度より実施されております。

平成28年度の表彰につきましては、文化庁が全国4都市の被表彰都市のひとつとして、江差町に決定し、3月31日に公表されたところでございます。

歴史を活かすまちづくり事業において、行政と住民が連携して行っている取り組みや、江差の三大まつりに象徴される地域の文化遺産を観光や産業等に横断的に活用している取り組み、更には民間企業等のご支援を得ながら行っているヒバ、ヒノキアスナロ育成の取り組み等が評価された結果でございます。

授賞式の日程は未定ですが、江差町がこの表彰を受賞させて頂くことは、地域住民の皆様のご尽力、民間企業や大学等のご協力があつてのことであり、この場を借りまして、お借りしまして深く感謝を申し上げますとともに、今後も官民一体となったまちづくりに一層努めて参りたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

最後に、寄付採納について、ご報告申し上げます。

始めに、平成29年3月17日、札幌市に事務所を置く、生活協同組合コープさっぽろ理事長大見英明様より、新入学児童の交通安全への願いを込めて、交通安全ランドセルカバー100枚の寄贈がありました。同組合の地域貢献活動は、平成24年度から継続しており、ランドセルカバーを身に付けた新入学児童も元気に登校し、交通安全の推進に一翼を担っているところでございます。

次に、平成29年3月30日、江差町字中歌町199番地の5、江差ライオンズクラブ会長松崎一長様より、青少年健全育成事業の一環として、町内の新入学児童へと60組のノート・鉛筆の学用品の寄贈がありました。元気に初登校した入学式当日に子どもたちに配布をさせて頂きました。

以上のご寄附がありましたことをご報告し、改めてご厚志に深くお礼を申し上げ、行政報告とさせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、承認第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

平成28年度に予算計上したインバウンド対策に係る他言語観光案内板、誘導表示等作成委託事業及び町営レストラン指定管理者開業準備補助事業について、年度内に完了、完了することが困難となったため、平成29年度に予算を繰越して事業実施するため、繰越明許費の補正予算について、3月27日付をもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは、議案書の4頁の方をお開き願いたいと思います。

第1表、繰越明許費の補正でございます。ただ今、ご説明がありましたが、28年度中に完了できない事業につきまして、29年度に予算を繰り越して実施するものでございます。

最初にインバウンド対策推進でございますけれども、案内板の表記内容につきまして、別途調査を委託しておりましたが、その調査に時間を要することとなったため、案内板の作成を年度内に完了することができなくなったことから、29年度に繰り越しをするものでございます。繰越額は250万円となります。

次に町営レストラン再開準備でございます。こちらの方は、再開準備に係る補助金でございますけれども、改装に時間を要することとなり、同じく年度内に完了することが困難となりましたことから、29年度に繰り越しをするものでございます。繰越額は200万円となります。

いずれも、3月下旬ということで専決処分とさせて頂きましたので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり、承認することに決定致しました。

(議長)

次に日程第4、議案第1号、江差町税条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題、一括して議題と致します。

一括して提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました議案第1号、江差町税条例の一部を改正する条例について及び議案第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、でございます。

地方税法等の改正に伴い、江差町税条例と江差町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは私の方から、議案第1号、江差町税条例の一部を改正する条例及び議案第2号の江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を致します。

本改正につきましては、平成29年度の税制改革、税制改正によりまして、地方税法、航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されまして、併せて地方税法施行令、施行規則等も改正が行われて、原則、本年4月1日から施行されたことによりまして、関係する条例の改正を行うものでございます。

最初に、議案第1号の江差町税条例の改正について、ご説明を致します。議案書の6頁から1

6頁になります。資料が1頁から31頁が関係分でございます、1～3が改正概要、4頁から31頁までが新旧対照表ということになっております。

主な改正の内容につきましては、町民税に関連しましては、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴いまして、既定の整備を行っているもの、また上場株式等の配当所得に係る町民税の課税方式に係る選択についての明確化、また肉用牛の売却に係る事業所得の特例を3年間延長するというものでございます。

また、固定資産税におきましては、震災等により滅失した家屋の特例期間の拡充や、代替家屋等の特例措置の創設のほか、特定事業所内の保育所、保育施設ですとか、都市緑地法の規定に基づき整備された緑地に関しましてのわがまち特例の規定をするものでございます。

併せて、軽自動車税の関連につきましては、消費税の引き上げ時期の延長に伴いまして、軽自動車税のグリーン化特例について基準を見直して2年間の延長をするというものでございます。

続いて、議案第2号の国民健康保険税条例について、説明をしたいという風に思います。議案書の18頁、資料が32頁、33頁になってございます。

こちらにつきましては、地方税法施行令の改正に伴いまして、これは昨年度に引き続きまして、低所得者に対する軽減の拡大策として、国民健康保険税の応益割の2割軽減並びに5割軽減の対象を積算する際の単価をそれぞれ引き上げるものでございます。この引き上げによりまして、およそ10世帯で35万円程度の軽減拡大を見込んでいところでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しく、ご審議の程宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。議長。

ごめんなさい。今、資料の方の32頁ちょっと見ていたのですけれど、32頁の資料の、これ下の、あれ課長ごめんなさいね、これ私読み方、さっき説明聞いていて、下の方の図、図ありますよね。現行、改正後。下の方のこの5割軽減から2割軽減の現行と、改正後の5割。これ188万、188万。これ188万でなくて、186万の間違い。283でなくてこれ278万。この図のところ間違っているのですよね。これね。ですよね。私の読み、ですよね。あ、そうか。はい。それでちょっとせつかなのでね、教えてください。

今回のこの改正で、江差町に置き換えればどの位、何て言うのでしょうか、あの、その部分で、人数として加わってくる、加わるというか、改正の部分で、ですね。で、併せて、立ったついでで恐縮です。これは来年度、都道府県化なった場合ですね、ちょっと私法律よく読まないで申し訳

ありません。こういう軽減の部分については、来年も同じ。どんな風になるのですか。ちょっと教えてください。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」

はい、すみません。資料の方、あのちょっと訂正をさせて頂きたいと思いますが、下の図の方のですね、下の188万、283万円の部分については、これ186万と278万の間違えでございす。まず、訂正をさせて頂きたいという風に思います。申し訳ございません。

それと、人数と軽減の部分ですけれども、おおよそですね、今回の今28年度ベースでいいますと、約10世帯20人程度の人数になるかと思っておりますけれども、先程も説明しましたが、大体あの35万円程度の軽減拡大になるかなという風に見込んでおります。

それとあと来年度の関係、都道府県の関係ですけれど、都道府県化になっても、あの納付金という形ではくると思っておりますけれども、軽減の部分については法令の部分でなりますので、これはそのまま継続になるという形になります。はい、以上です。

(議長)

はい、いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求め

ます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号の、2号は、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第3号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、旧JR江差駅跡地汚染土壌処分等、2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,688万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,635万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の21頁をお願いしたいと思います。すみません。

まず、旧JR江差駅跡地汚染土壌処分でございます。資料の方ですが、34頁からとなりまして、土壌汚染対策法における区域の指定についてと、土壌汚染の調査報告書の2つで構成されてございます。

それで、経過、それから調査の結果、対応の概要等々につきましては、町長の行政報告並びに資料のとおりとさせて頂き、省略は、省略をさせて頂きたいと思いますので、ご了承願います。

それで、補正予算の内容と致しましては、表層における検査で基準値を超えてございます4か所において、土壌の処分をするもので、深さ1メートルまで土壌を掘削し、運搬、処分をするという内容になってございます。

土壌の処分につきましては、土壌汚染対策法に基づく許可を受けた業者でなければならないこととなっておりまして、道内で3か所しかなく、道南の方では北斗市の業者となりますので、北斗市まで運搬し、最終処分することと考えてございます。

補正額は、2,668万7千円、全額旧江差線鉄道施設整理基金を充当するものでございます。なお、当面基金の充当をするものでありまして、この経費の負担につきましては、JR側へ要請しておりますことを申し添えさせて頂きます。

次に、障害者福祉システム改修でございます。29年度におきまして、障害者福祉サービス等報酬改定が行われることになり、福祉・介護職員の処遇改善加算が拡充されることとなったため、システム、それに併せるようにシステムの改修を行うものでございます。補正額は、19万5千円、国庫支出金が19万4千円、残1千円が一般財源となります。

補正額合計では、2,688万2千円、国庫支出金が19万4千円、その他特定財源が2,668万7千円、一般財源が1千円となるものでございます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

何点か質問させてもらいたいと思いますので、メモをとってもらいたいと思います。

町長の行政報告で、あの初めて知り得たこともありましたが、今課長の説明でちょっと意味が分からないことがありますので。

まず、最初に、あのこの処分、ですね。深さ1メートル、何立方あるのですか。当然、設計書を組んでいる訳ですから、すぐ出ますね。何立方ですか、体積。まず、まずそれが1つ。

それとですね、課長ですね、今あのこれあの道内に3か所しかない処分場へ持って行くという話は、今答弁しましたが、私も、実は、環境省に問い合わせしました。これ非常に難しいのですよ。汚泥か、ね、汚染土か。これはあれですか、明確な何か法律の見解があるのですか。当然、それに法律の見解に基づいて、土壤汚染土とした訳ですから。そこを明確にしてください。今、JRからの補償の問題は、後で今質問しますけれど。これは根拠、何故かという、北海道に3か所しかないですね、所に持っていくと莫大なコストがかかる訳ですよ。しかし、私の見解ではですね、やり取りの見解では、振興局もそうだと思いますよ。自治体の判断ですよ。課長知っていますね。あなたもそういう情報は。自治体の判断で、管理型施設でそういう許可を持っているところであれば、受けることは出来ますよと、きちっともらっていますよ、私。何故そういう道内に3か所しかないですね、ところに持っていかなければならないのですか。もう少し勉強した方がいいのではないですか。それが1つ。

それとですね、これに関連して、当然道内に3か所しかないところに持っていくということは運搬費が莫大にかかりますね。運搬費が。この辺のですね、運搬費の、経費をちょっと教えてください。

それと、今あの課長答弁の中にあつたのですが、JRと交渉して、私が副町長に質疑しましたよね。当然、そういう汚染土が出てきたら、JRに補償してもらうべきではないかと。当然っていう答弁もらっていますね、全員協議会、11月4日の。これは議事録に残っていますよね。いいですか。このこと、いつ交渉ですね、JRとの、いつ交渉して、どういう風になるかということを、明確にまず答弁してもらいたいと思います。

それと、町長はあの工事にそんなに影響が無い、という風な答弁されています。深さ1メートル位であつたら、どのぐらいの残土が出るのか私あの分かりませんので、本当に工事に影響無いのですか。もし、そうであつたら、当初予算で組む、出すべきではなかったのですか。今、補正やってですね、これから入札やるのでしょ。じゃ、工事出来ませんよね。この底地の問題が出来なかつたら、全てのあそこの工事が発注出来ないのですよ。ケリしなかつたら。どの位、工期かかるのか、明解に教えてください。

それと課長、もう1つ、2つあります。汚染土の定義って分かりますか。土壤汚染土の定義っていうのは。汚泥と、汚染土との定義分かりますか。分かっていますか。私は聞きましたよ、環境省に。だから、課長知っていると、知っていると思って、そういう予算構成した訳ですから。そこは法的に、きちんと、きちんとしてください。それがあります。

それともう1つ。線路廃線跡地、これ何平米あるのか分かりません。だけどこれはですね、町がいつまでも抱えておく問題ではないと思う。私はJRから受け継いだのであれば、町の財産ですね、これ普通財産ですね当然。これは活用させるべき、そういう希望者がいれば公平に。活用させる

べきだと、そういう方向にもっていく。しかも地元のですね、そういう色々な事業所が出来る、新たに出来ていくって事業所が、可能であれば、そういう方向に、この跡地を活用するべきだと思いますけれど、その考え方について、お伺いしたいと思います。

それと、最後にあの、今副町長も言いましたけれど、JRとのですね、あの鉛溶出量の報告が受けましたけれど、その処分費の交渉経過、そしていつごろですね、二千六百何十万のお金が、本当にJRから、ちゃんとね、補償として入ると、そういう確信を持って予算構成したと、予算組みしたと思いますけれど、その辺についてまず、第1問で伺いたいと思います。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

土壤汚染の処分に関しまして、順次、ご答弁していきたいと思います。

まず、処分する数量でございますけれども、あの4か所のうち3か所が10メートル四方の深さ1メートルでございますので、それぞれ100立米でございます。残り1か所が10メートル四方からちょっと欠けてございますので、それが45.91立米、合わせまして345.91立米と今のところは考えてございます。

それから、次の処理場の関係のご質問でございます。それで、汚泥か汚染土壌かということでございますけれども、私の方では土壤汚染対策法、それからガイドライン、その他では基準値を超えてございます形質変更時要届出区域にも指定になるということで、本庁の方で確認してございますので、私の方では汚染土壌と認識してございますので、処分場につきましても、法で許可を受けた処分場でなければ出来ないものではないかなと、そういう風に認識してございます。

それから、運搬費でございます。運搬費も、確かに北斗市までの運搬費用ということで見積もってございます。大体、それ直接費用だけで150、160はかかるのかなということで、今のところ見積もりの中ではそういう風に考えてございます。

それから、工期でございますけれども、工期とスケジュール併せてご説明申し上げたいと思います。まず、工期でございますが、土壤の掘削、搬出自体は大体5日位あれば大丈夫だということでございます。ただ、工事の着工、それから搬出する際に、届出、14日前に届出というのが必要となりますので、工期自体は1か月半程度みなければならないのかなと考えてございます。それで、着手ですけれども、その、本庁からの区域の指定がゴールデンウィーク明けということでございますので、その指定がありましてから、発注着工という格好になるかということでございます。

それから、新陣屋団地の整備と、ちょっと順番ちょっとまちまちで申し訳無いのですが、との工事との兼ね合いでございますけれども、内部、建設水道課の方、それからコンサルの方、それらの方と協議して、色々お話、ご指導頂いた訳なのですが、大きく影響することはないと。並行して工事できる部分もありますし、土壤汚染自体は4か所の部分だけで、他の部分は着手できるということでございますので、その辺大きく工事がずれ込むことは無いものと認識してござい

す。

それから、JR跡地の利活用、公平な利活用ということでございますけれど、これにつきましては、まちづくり推進課等も含めて、ちょっと庁内で協議させて頂きたいなと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

JRとの協議の関係でございますが、実はこの間2回ほど行っております。1回目はあの、アスベストが、あの出た時に行っているということと、2回目は、土壌汚染が判明したということで、昨年行っております。

この間、議論してきましたが、JRとして、と致しましては、原因者負担という観点からですね、真摯的に対応していきたいということを、JR側から頂いております。今般の、土壌汚染の処理費用につきましても、実は来週の金曜日21日にJR北海道が江差町に来て、あのもう一度あの今回の事業の内容を説明して、社内整理をさせて頂きたいということでございます。

いずれに致しましても、江差町にとっては想定外の事態、事態が起きて、それに対して真摯的に対応するというJR側の姿勢でございますので、私共もそこに沿ってですね、協議を進めて参りたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。

課長ですね、私の見解では駄目だと思うのですよ。個人的な見解で。法律的に、ね、こうだからこういう風になります、という明確なものがなければ駄目ではないですか。一課長個人の判断で出来るのですか。

じゃあ課長、私が今言いますよ。この蛍光管、これ今どういう風にして処分していますか。これ水銀入っていますよ。私も含めてですね、一般の家庭ごみに入っていますよね。これ本来、違法なのですよ。分かりますね。私も、道の職員住宅を解体しました。9個のですね、蛍光管ですよ、処分するために石狩市まで持っていったのですよ。管理型施設で処分しなさいって、特記仕様書いて。石狩ですよ。道の、本庁の公営住宅、町営住宅です、道営住宅。ね、そっちはそうなのですよ。だから、本来もう、ですよ、水銀入っている蛍光管処分であれば、一部町で、町では出来ませんけれど、本来だったら、衛生処理組合の何かで会議を開いてどうするのか、これからどうするのかという対応をしなければならないと私思いますよ。

それともう1つ。私ですね、事業者にも聞きました。事業者も、管理型施設であって明確な、国もそうですよ、環境省も、振興局も。管理型施設で許可を取っているのであれば、問題がないのではないですか、私答弁もらっているのですよ。後は、自治体の判断ですよ、と。何故折角ですね、江差町に、誘致して出来た管理型の施設、これ道南に無いのですよ。課長、ちゃんと、副町長もちゃんと聞いてください。幾ら貢献していますか。あんた方、そういうあれが無いのですか。これからだってお世話になりたいと思って、私はですね、法律的に違法なものをすれなんていいませんよ。あなた方、コンサルかどっかが知らないけれど、一者ですね、そういう指摘に対してですよ、そういう方向に顔を向いてしまう、何が江差町ですね、企業のためにね、考えたことあるのですか。全てそうではないですか。公営住宅もそうでしょ。何故、私が国交省と話して、本文変えなくても、何故そういう条例改正すぐ出来ますしね、何もかにもそうではないですか、やっていることが。今、人口が無くなっているのだよ、減っているのだよ。企業頑張ってるのだよ、皆。どんな補正予算であろうが、何であろうが、反対したことないですよ。頑張るってところには、皆やっぱり町が応援してやるべきだと。私はですね、この搬出先、私が間違っていたら、訂正してお詫びしますよ。振興局も、環境省も、それは自治体の判断ではないですか。こう言っているのですよ。検討の余地ないのですか。副町長、答弁するのはいいけれど、この場限りの答弁はやめてくださいね。私は、これは、企業を思って江差のことを思って今言っているのだから。この場だけ凌げばいいというものではないよ。これだけははっきり言う、言っておきたい。

それと、工期1カ月半ですね。ね、課長、俺何回も言っている。水道課長もそうだ。ね。当初予算、満場一致で可決したではないですか。満場一致で。なるべく早く予算執行する。してやる。町のために思うと。補正あったらどんどん出して早くやる。反対したものないでしょ、1か所も。そういう思いから、答弁しておりますので、あんに、単に、簡単に、ね、コンサルに、はいコンサルの言うとおりで。今までのコンサル全部良かったですか。何か1つ出来ていますか。中央商店街であろうが、江光ビルの跡地であろうが、何ですか。コンサルだけにあれしたって駄目だって。江差町としての、きちんとしたね、考え方持って、この今、少ない人口、ね、して企業、生き残っている企業のために、汗をかくのだという、そういう強い決意があつてですね、事業執行するべきと、私は思うのですが。これは、きちんと答弁してください。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

あの法律的な部分でございますけれども、あの調査結果、詳細調査の結果を持参しまして、職員の方が本庁に伺って内容もお見せしながら、先程言いました区域の指定になるということで、そういうことで伺っておりますので、私個人的な見解というよりも、本庁の見解で土壤汚染、汚染土壌ということで考えてございますけれども、今一度本庁、若しくは振興局の方にちょっと確認をさせて頂きたいと思います。

それから、工期の方につきましては、出来るだけこちらの方も早くとは考えていたのですけれども、本庁の部分との調整の部分が少し時間かかったのと、その区域の指定が、ちょっとその辺私認識甘かった部分があるかもしれませんが、思った以上に、ちょっと区域の指定がかかるということで、そういった部分で5月連休明けという格好にはなるところでございますけれども、全体の工期スケジュールに関しましては、特に建設水道課なり、そういった専門的な職員の、と連携を密にしながら、遅れないように鋭意努力して参りたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

あの、私の方からもちっと答えさせていただきます。

この汚染土壌の処分にあたっては、内部で単刀直入に言いますと、この江差にある、いわば管理型のところでも出来ないのかどうかという実は内部での調査というか、指示も出しました。現実的に、担当課の方も本庁いわば道庁の方へ行って、環境の方の指示を仰いでの今日のあのご提案だった訳でございますけれども、いずれにしても、議員の方のご提言も踏まえて、きちんとしたそういったところ、管理型で本当に出来ないのかどうかというのは、私自身も今聞かされてですね、あの少し再考をする必要があるなというか、いわば精査をさせて頂きたい、このように思っております。以上でございます。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

あの、副町長ね、これ土壤汚染法の、これを逸脱してね、やれなんて私言っていないですよ。当然。こういう法律に基づいて処分するのですけれども、私はこの質問するにあたってですね、自分の想いで質問しているのではないですよ。受け入れられる施設も、それなりに勉強して、可能ですよ、そういう見解をもらっています。そして、その中で、振興局さんの方でも、自治体の判断になるのではないですか、こういう風なことも、もらっています。さらに、環境省に電話してですね、私電話でしばらく話をしていました。段階で、それも最終的には、それは自治体さんでないですかと。大臣官房のですね、廃棄物リサイクル対策部というところに私電話しているのです。そういうことなのです。だから、もしですね、法律的に決まって、こういうものでなければ、これでや

らなければだめなのだというものを曲げろとは、私はもちろん言っていない。大阪の例があるからそんな馬鹿なこと、私は言う訳ないです。ただ、自治体の判断であれば、現地の事業所とですね、本当に可能なかどうか、きちんに対応して、私はするべきではないかと思うのですが、その辺は如何ですか。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

はい、そのようにさせていただきます。追求もします。あの、まずは、檜山振興局含めてですね、それから、本庁の方ともやり取りをさせてください。そうすると、金額的な部分については、運搬費だけに限らない訳でございますけれども、この範囲の中で、今、今一度、あの至急その辺の精査をさせていただきます、はい。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

実は、室井議員と一部、問題意識ダブっている部分もありましたので、そこは省略しますが。

今ちょっと話が出ましたけれども、実はこの土壤汚染対策法、行政側はよく略して土対法、土対法と言っているのですが、私もちょっと関わってまして、大阪の例も、あれも土対法。最初は、土対法ですね。そのあとが一般廃棄物。ありますけれども。それから、近間でいうと、実は八雲のトンネルの残土、あれも有害金属が出て、私ちょっと関わって、今、行政機関とも色々やり取りしているのですが。

押し並べて、この法律でいえば比較的新しい法律の対応が、総じて、何と言っているのでしょうか。少しでも、住民には分からないように、それから業者が、そうはなかなか言いづらい言葉ですが、安易に、輕易に処理してしまうという部分も、この間もうずっと出ているのですよね。そういう意味で、改めて私しっかりと、この対応、対策、そして兎にも角にも、この経緯をあの住民も含めて、もちろん我々も含めて、きちんと経緯、経過を明らかにすると。そうすることによって、先程もちょっと出た、私も同じような疑問を持っているのです。処分先だとかですね。そうするべきだと思うのですが、これちょっと前置き以上にしまして。

それで私、この30、資料の、資料の34頁。これ改めて、私も実は去年八雲に関わってですね、よく分からなかったのです。何となく最近分かってきたのですが。町広報等、色々これからも、今までも出たこともありますし、これからも出てくると思うのですが。まずね、行政言葉がよく分からない。この要措置区域とかですね、形質変更時要届出区域なんて、本当に分からないですよ。こ

れははっきり言ってしまうと、(1)も(2)も要措置区域も形質変更時要届出区域も、ある意味同じなのですよ。同じなのですよ。ただし、健康被害の恐れがあるかないかだけが違うだけ。ですから基本的な、何かその土地に有害なものがあるかないかということでは、ある。危険な所であるのは間違いない。ただし、健康被害の恐れがあるかないか。

それで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、ここが私ね、八雲とかちょっと別なところでも関わっているのですが、よく分からないのですが。健康被害の恐れがないという判断なのです。江差町の場合はですね。地下水の飲料等があるかどうか、それが無い。だから健康被害がないということですね。それから、人が立ち入ることができる土地かどうか、これも無いから、健康被害が無い。この区域については、ちょっと教えて頂きたいのですけれども、今の江差町の区域は基本的には全部、町営住宅で建物が建つ土地なので、ですから結果的には、地下水も掘る、飲料水を夜採るということもないだろうと。それからそこが一般の人が入ることがないから、要措置区域ではなくて、(2)の形質変更時要届出区域なのだ、ということだと思うのです。その点のちょっと確認と、これどちらで聞くのかな、こちらでいいですか。

(議長)

財政課長か。

「小野寺議員」

の確認と、ちょっと待ってください。の確認と、それから前回議員協議会か何かでもあったのですが、要はJR、JRというか、国鉄の時代の時の蒸気機関車の、色々な関係でこういことがあったのだらうということなのですか。

大阪でも八雲でもそうなのですから、自然にある部分についてはともかく、トンネルの場合は基本的には自然発生なのですね。ですから、それはまたちょっと違った論議なのですから。大阪の場合は何が原因だったのだと。これも色々論議になっているのですけれども。そこをはっきりしないと、や、もしかしたら違ったところにもあるのではないのか。今のところ、旧国鉄の時の、もしかしたら蒸気機関車等が。ということで一定の部分なのでしょうけれども。そこら辺も含めて、この有害金属の存在の部分について、いや、他は安全なのだと、原因はこれだから他はないのだと。そしてこういうことなので、健康被害の恐れがないのだと。そういうこと、分かりやすく説明しないと、これから色々な意味で、このことについて流れたときに、よく分からないと。分からない言葉で言ったらね、本当に疑心暗鬼になってしまいますね。八雲が実はそうなのです。疑心暗鬼も含めてですね、ちょっといろいろトラブっているのですが。ということでまずお聞きしたい。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

まず、資料34頁の要措置区域と形質変更時届出区域の違いでございますけれども、あのいずれも基準値を超えている部分というところなのですが、要措置区域につきましては、健康被害の、が生ずる恐れがあるということで、例えば、人が頻繁に出入りして、あまりそれでも考えられないの、でしょうけれど、経口からなり、手で触ったり、そういった部分が頻繁に起こるような状況の土地であれば、要措置区域でございまして、これは今後その土地を何もいじらないということであっても、処分しなさいよというような区域になってございます。

(2)の形質変更時の方は、摂取経路、そういうふうな摂取が、する可能性が限りなく低いですよということ、ですので、そのままでも結構ですよというような区域でございます。ただ形質を変更する、例えば工事をする。今回のように道路作ったり住宅建てたりする場合には、ちゃんとそれなりのガイドラインに沿った措置をしなさいよ。土壌については、掘削した土壌があるのであれば、ちゃんと処分しなさいよというような区域でございます。それで、そういった違いがございます。それから。

「小野寺議員」

町営住宅そこに作るから、こういうこと心配はないのだと。そういうことなのですね。

「財政課長」

はい。はい、あの町営住宅を作ったり、緑地公園作ったり、分譲地等をしますので、こういったことをして、土壌汚染の処分をして、安全な、全く問題ないような土地になるということでございます。

それから、検出された由来でございますけれども、これにつきましては、先程議員がおっしゃった蒸気機関の時代から、そういった汽車自体の部品に含まれている鉛の部分が、特に駅のあたり、発車する時とか、停車する時に擦れて、鉛とかが出るということで、他の全国でも他の、駅の跡地で出ている例がございましたので、今回この特に駅の部分だけ調査したもので、他のところが、は大丈夫だというような認識で、特に駅のところだけ調査したものでございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

分かりました。

それで、今、最後の課長の答弁なのですからけれども、これも私ちょっと分からなくて、去年から色々やっていたのですが。

今回のあくまでも土壌汚染状況調査は、今の課長の判断のベースにあるのでしょうか。だからこの区域で調査ということですよ。でも、今の、先程のそのJR、あ、旧国鉄の時の蒸気機関車云々という判断は、その判断というのは、どこの判断なのですか。ある程度一定の、科学的とい

うか専門的な部分で、今回出たのは、そういう歴史的な経過のもとに、そういう風に出たのであって、あの地域、他のところは、特段別な要素がないから、それはもっと広げて調べる必要はないのだと。そういう部分の判断で結果的にはその区域を調べて、今回の調査に至ったのだ、と。そういうことでいいのかどうかちょっと確認したい。

(議長)

財政課長。

「小野寺議員」

ちょっと待って。最後。

それで、いずれこれから、先程の、それこそ私本当にね、この処分、処分、本当に何でそうなのかなって、よく分からないことがあるのですが。

いずれにしても、これから町広報、議会広報等に行政報告のことだとか、やり取りだとか、それからともかくにも町営住宅を作るときは、今の経緯も何だかの形できちんと経過はどこかで出すことになると思うのですよ。その時に、今、ちょっとやり取りのようなことも含めてね、分かりやすく、一般の人が読んでもね、あ、そうなのかと、ね、起承転結でね、そういう風にしてやらないと、他の地域のこの土対法の関係を見たら、まあ分からない。分からない。こんな専門用語ばかり羅列されてしまったら。ということで、その点についても。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

しっかりとお願いしたいのですが。質問と致します。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

調査した区域の関係でございますけれども、やはり自然由来とは考えにくいということで、先程も、と重複するところがございますが、やはり全国的に駅跡地とかで検出されていると。JR九州、確か北九州、JR九州の北九州駅のやつをインターネットで私も見たりしたのですが、やはり駅、の周辺のところとか、車庫があったところとかというのが出るので、今回この部分だけに限って調査をしたというような経過でございます。従いまして、ここだけで、他のところは安全だという風な認識でございます。

それから、周知でございますが、はい、あの、どうしても用語でそういう用語使わざるを得ない

部分もあるかも知れませんが、極力、分かりやすいような方向でちょっと考えていきたいと思いますので、宜しくお願いします。

(議長)

よし。

はい、「副町長」。

「副町長」

はい、あの私からもう一度言いますと、JRさんの土地を、町が譲り受けた訳でございますので、それをもって、本当に科学的に、調査した結果でこうだったと、先程蒸気機関車のお話もありましたが、それはJRさんとの交渉の中で、先方の方からそういうお話があったのも事実でございますけれども、きちんと科学的に調べた訳ではございません。

ただ、そういう状況で、開発行為をするにあたって、そういう調査をする必要性があったので、そしてその土地が元々JRさんの用地だったということで、先程、まちづくり推進課長がおっしゃったように、JR北海道さんの方で調査費、それから今回の処分費を含めて、補償のテーブルに載せて協議をしていると、こういうことでございます、はい。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい。

「薄木議員」

議長。

(議長)

質疑、「薄木議員」。

「薄木議員」

休憩を頂いて、議会運営委員会を、会議を開きたいのですけれど、許可をお願いします。

(議長)

いや。

「薄木議員」

理由はですね。

(議長)

議題は。

「薄木議員」

理由はですね、これ今補正予算が出ているのですけれども、これから今採決にかかるのに、先程、副町長が今後見直しも諮りながらやるということは、これは予算も金額が変わる可能性があるのですよね。それを、ここで採決していいかどうか議会運営委員会でちょっと協議したいと思うので、開かせて頂きたいと思います。

(議長)

はい。

そうしたら、暫時休憩して、議運を開いて頂きたい。その時にはですね、副町長も入って、対応するということで、直ちに議運を開いてください。

(休憩中)※議会運営委員会開催

(議長)

ただいま、議運を開いた結果、委員長からの報告がありましたけれども、委員長が副町長をもって答弁することになりましたので、再開し、副町長の答弁から。

「副町長」

1点目は、室井議員の方からもご質問頂いて、ご答弁申し上げているとおり、管理型の処分場で果たして出来ないかどうかについては、これはあの内部で早急に今、精査をさせていただきます。

なお、今回のこの汚染土壌の処理にあたっては、道庁の指導を受けながら、この汚染土壌処理業の許可を受けている事業者によって行うようにと、指導をもって、今回提案した訳でございますが。いずれにしても、先程の管理型の処分場の有無も含めて、精査した上で、最終的には、それらを含めた中で、入札いわば指名競争入札、執行という形になりますので、運搬費のみならず、全体のまた予算がどういう風になって、落ちる額がどういう風になるかということでございますので、今回の上程した予算については、そういう形で、何とか採決頂ければと、このように思っています。宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、以上、説明したとおりでございます。

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された案件については、全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成29年第2回江差町議会臨時議会閉会致します。

皆さん大変御苦勞様でした。

閉 会 11:10